

## 台風・大雨等の災害時における授業の取扱いに関する申合せ

### 1 目的

この申合せは、熊本学園大学の学生（大学院院生も含む。）の安全確保のため、気象庁による特別警報又は避難情報等（以下「特別警報等」という。）が発表された場合及び公共交通機関の運休等が生じた場合における授業の取扱いに関し必要な事項を定める。

なお、この申合せにおいて「授業」とは、対面授業及び同時双方向型の遠隔授業のことをいい、オンデマンド型の遠隔授業は除く。

### 2 特別警報等の発表による授業の取扱い

(1) 熊本市に下表の特別警報等が発表された場合の授業の取扱いは別表1のとおりとする。

警報等項目	種類
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪
避難情報	警戒レベル4における【避難指示】以上

(2) 熊本市に特別警報等が発表されることが予想される場合には、学長の判断により、発表前に授業を休講することがある。

### 3 公共交通機関の運休等による授業の取扱い

下表のJR九州「熊本近郊路線」の両方又は一方が運休又は運転見合せとなっている時間帯に、熊本市に気象庁による警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪）が発表されている場合の授業の取扱いは別表1のとおりとする。

< JR九州「熊本近郊路線」 >

路線	区間
鹿児島本線	荒尾～八代
豊肥本線	熊本～肥後大津

### 4 特別な事態が生じた場合の授業の取扱い

前記2及び3以外に特別な事態が生じた場合、授業を短縮又は休講とすることがある。

### 5 特別警報等の解除又は公共交通機関の運行再開等による授業の取扱い

(1) 特別警報等の解除による授業の取扱いは、別表2のとおりとする。

(2) 公共交通機関の運行再開等による授業の取扱いは、運休もしくは警報のいずれかが解除された場合、別表2のとおりとする。

### 6 授業の取扱いの周知方法

前記2、3、4及び5に該当する事象が発生した場合は、学生及び教職員に、本学ホームページ及びポータルサイトにより周知する。

## 7 安全の確保

- (1) 前記2、3及び4に該当する事象が発生したにもかかわらず、本学から授業の取扱いに関する周知がなされない場合は、気象庁、熊本市防災情報ポータル、JR九州運行情報等、最新情報を確認の上、各自で授業の取扱いを判断し、安全の確保を優先して行動するものとする。
- (2) 本申合せに定める事項にかかわらず、学生の居住地や通学路等が、特別警報等やその他の自然災害、公共交通機関の不通等により通学困難な場合は、無理に登学せず、安全の確保を優先して行動するものとする。

## 附 則

この申合せは、令和6年9月20日から施行する。

【別表 1】

※表中の「発表」とは、気象庁による特別警報等及び警報の発表と、JR九州の運休又は運転見合わせが実施される時間帯を示す。

発表時間 \ 授業時限	1	2	3	4	5	前 (6)	後 (7)
06:00 の時点で発表されている	休講	休講	注1	注1	注1	注1	注1
06:01 から 08:59 までに発表	休講	休講	注1	注1	注1	注1	注1
09:00 から 10:39 までに発表	授業実施 注2	休講	注1	注1	注1	注1	注1
10:40 から 12:59 までに発表		授業実施 注2	休講	休講	休講	注1	注1
13:00 から 14:39 までに発表			授業実施 注2	休講	休講	注1	注1
14:40 から 16:19 までに発表				授業実施 注2	休講	休講	休講
16:20 から 17:59 までに発表					授業実施 注2	休講	休講
18:00 から 19:39 までに発表						授業実施 注2	休講
19:40 以降に発表							授業実施 注2

注1：別表2により判断する。

注2：緊急に中止すると判断した場合は館内放送等で周知する。

【別表 2】

※表中の「解除」とは、気象庁による特別警報等及び警報の解除と、JR九州の運休又は運転見合わせが解除された時間を示す。

解除時間 \ 授業時限	1	2	3	4	5	前	後
06:00 までに解除	授業実施						
10:00 までに解除	休講	休講	授業実施	授業実施	授業実施	授業実施	授業実施
14:00 までに解除	休講	休講	休講	休講	休講	授業実施	授業実施
14:00 を過ぎて解除されない	休講						